

平成 27 年 9 月 17 日

一般社団法人次世代自動車振興センター

平成 27 年度クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（CEV補助金）  
補助金交付申請の募集について

CEV補助金は、平成 26 年度補正予算による申請受付を 10 月 7 日までとしておりましたが、この度、その期限以前に、新たに平成 27 年度予算による申請募集を下記のとおり開始することが決定いたしましたのでお知らせします。

記

- 申請様式、申請要件、補助金額等の変更は、以下の様式変更以外にはありません。  
（様式変更）リース車両の申請に必要な「貸与料金の算定根拠明細書（様式3）」
- 補助金交付対象となる車両の初度登録（または届出）の期間と申請書の受付期間は、次の通りです。
  - ▶ 車両の初度登録…平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 2 月 29 日
  - ▶ 申請書受付期間…平成 27 年 9 月 24 日（到着分）～平成 28 年 3 月 7 日（必着）

【注意事項】

①個別車両ごとの申請書提出期限のルールは従来通りですのでご注意ください。

【個別車両ごとの申請書提出期限のルール】

車両代金の支払いを完了させた上で、初度登録日から 1 か月以内（翌月の前日）に送付（消印有効）。  
初度登録日までに支払いが完了しない場合は、例外的に、支払を完了させた上で、登録日の翌々月の末日までに送付（消印有効）。

（例）7 月に初度登録した車両で初度登録日までに支払いが完了しなかったものは、支払を完了させた上で、9 月 30 日（消印有効）までが申請期限です。

- ②「貸与料金の算定根拠明細書（様式 3）」は、経過措置として 10 月 30 日到着分までは旧様式でも受け付けます。
- ③9 月 24 日以降到着の申請書の審査処理及び補助金交付は 11 月 1 日以降となります。
- ④予算の残額状況によっては、平成 28 年 3 月 7 日以前に募集を終了することもあります。

以上